

平成 2 0 年 第 3 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 4 号)

平成 2 0 年 9 月 1 6 日

議案・請願に対する審査報告、表決

- 日程第 1 議案第 6 3 号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 6 4 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 6 5 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 6 6 号 ふるさとみよた寄付条例を制定する条例案について
- 日程第 5 議案第 6 7 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 6 9 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 0 号 平成 1 9 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 7 4 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 4 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 平成 1 9 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 8 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 8 1 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 1 9 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について
- 日程第 2 0 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について
- 日程第 2 1 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 2 議案第 8 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 3 議案第 8 6 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について
- 日程第 2 4 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 5 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 6 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 7 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 8 請願第 1 号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願

議案上程

- 日程第 29 意見案第 1 号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな
制定を求める意見書案について
- 日程第 30 意見案第 2 号 原油価格高騰に伴う支援対策の拡充に関する意見書案につい
て
- 日程第 31 発議第 2 号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案について

平成 2 0 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 0 年 9 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 0 年 9 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 0 年 9 月 1 6 日	午前 1 0 時 5 8 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 0 年 9 月 1 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 0 年 9 月 1 6 日	午前 1 0 時 5 8 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	9 番 朝 倉 謙 一
	10 番 中 山 美 博

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	木 内 幹 夫		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回 定例会 会議録

平成 20 年 9 月 16 日 (火)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀千恵子君) 改めまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより委員長報告を求めます。

去る 9 月 5 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案について、日程に従いまして各常任委員長から報告願います。

- - - 日程第 1 議案第 63 号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を
改正する条例案について - - -
- - - 日程第 2 議案第 64 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例案について - - -
- - - 日程第 3 議案第 65 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する
条例の一部を改正する条例案について - - -
- - - 日程第 4 議案第 66 号 ふるさとみよた寄付条例を制定する
条例案について - - -

○議長 (内堀千恵子君) 日程第 1 議案第 63 号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について、日程第 2 議案第 64 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 3 議案第 65 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 4 議案第 66 号 ふるさとみよた寄付条例を制定する条例案について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (柳澤嘉勝君)

平成 2 0 年 9 月 1 6 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第 6 3 号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について

議案第 6 4 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 6 5 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 6 6 号 ふるさとみよた寄付条例を制定する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長 (内堀千恵子君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました、議案第 6 3 号から議案第 6 6 号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「 なし 」 と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 3 号から議案第 6 6 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第63号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について、議案第64号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第65号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第66号 ふるさとみよた寄付条例を制定する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第5 議案第67号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する
条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第5 議案第67号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君)

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第67号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第67号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第67号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第67号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第6 議案第69号 平成19年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第6 議案第69号 平成19年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(柳澤嘉勝君)

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第69号 平成19年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(内堀千恵子君) ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経

済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第69号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第6 議案第69号 平成19年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第7 議案第70号 平成19年度御代田財産区特別会計歳入歳出
決算の認定について - - -
- - - 日程第8 議案第71号 平成19年度小沼地区財産管理特別会計
歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第9 議案第72号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第10 議案第73号 平成19年度御代田町老人保健医療

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

- - - 日程第 11 議案第 74 号 平成 19 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 7 議案第 70 号 平成 19 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8 議案第 71 号 平成 19 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9 議案第 72 号 平成 19 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10 議案第 73 号 平成 19 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11 議案第 74 号 平成 19 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（柳澤嘉勝君）

平成 20 年 9 月 16 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第 70 号 平成 19 年度御代田町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 71 号 平成 19 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 平成 19 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 平成 19 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 74 号 平成 19 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告します。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第70号から議案第74号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号から議案第74号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第70号 平成19年度御代田町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成19年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号 平成19年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第12 議案第75号 平成19年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

- - - 日程第13 議案第76号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

- - - 日程第14 議案第77号 平成19年度小沼地区簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

- - - 日程第 15 議案第 78 号 平成 19 年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

- - - 日程第 16 議案第 79 号 平成 19 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

- - - 日程第 17 議案第 80 号 平成 19 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 12 議案第 75 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13 議案第 76 号平成 19 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 議案第 77 号 平成 19 年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 議案第 78 号 平成 19 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 議案第 79 号 平成 19 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17 議案第 80 号 平成 19 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君）

平成 20 年 9 月 16 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第 75 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 76 号 平成 19 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 77 号 平成 19 年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 78 号 平成 19 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

議案第 79 号 平成 19 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第 80 号 平成 19 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 75 号から議案
第 80 号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 75 号から議案第 80 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決
に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 75 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算の認定について、議案第 76 号 平成 19 年度御代田町簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 77 号 平成 19 年度小沼地区簡易
水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 78 号 平成 19 年度御代
田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 79 号 平成

19年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号 平成19年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第18 議案第81号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第18 議案第81号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（柳澤嘉勝君）

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第81号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、総務福祉文教常任委員長から報告がありました。本案については町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました。議案第81号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 1 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 1 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 1 9 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 0 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 1 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 2 議案第 8 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 3 議案第 8 6 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 1 9 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、日程第 2 0 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、日程第 2 1 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第 2 2 議案第 8 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第 2 3 議案第 8 6 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特

別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(柳澤嘉勝君)

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第82号 平成20年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について

議案第83号 平成20年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について

次のページをお開きください。

議案第84号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

議案第85号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

議案第86号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(内堀千恵子様) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第82号から議案第86号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 2 号から議案第 8 6 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 2 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第 8 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第 8 6 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 2 4 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 5 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 6 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 7 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 2 4 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第 2 5 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第 2 6 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、日程第 2 7 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君)

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第87号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について

議案第88号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について

議案第89号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

議案第90号 平成20年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第87号から議案第90号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第87号から議案第90号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第87号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、議案第88号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、議案第89号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、議案第90号 平成20年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第28 請願第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」

(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第28 請願第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願についての、審査報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 4ページをお開きください。

請願審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 請願第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願

(9月5日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長（内堀千恵子君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました、請願第1号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第1号については、採択とのことであります。

委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、請願第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第29 意見案第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」

（仮称）の速やかな制定を求める意見書案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第29 意見案第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君）

意見案第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者	御代田町議会議員	古越弘
賛成者	御代田町議会議員	武井武
	〃	荻原達久
	〃	土屋実
	〃	内堀恵人
	〃	朝倉謙一
	〃	市村千恵子

6ページをお開きください。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書(案)

急速な少子・高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々が増加し、社会問題となっています。また、近年の急速な構造改革により、経済、雇用、産業などのさまざまな分野や地域間において格差が生じ、とりわけ、労働環境の問題は深刻さを増しており、失業とあわせて、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」などの新たな貧困と労働の商品化が広がっています。さらには、障がいを抱える人々や、社会とのつながりをつくれないう若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全国を覆う共通した課題です。

こうした中、市民自身が協同で地域に必要なサービスを事業化し、社会に貢献する喜びや尊厳を大切に働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す「協同労働」という新しい働き方が注目されています。地域社会においても、自由競争を前提とした経済システムの中では成り立ちにくい「安全な食、高齢者支援、子育て支援、環境保全、障がい者の就労」などに関する非営利事業へのニーズが飛

躍的に高まっている状況にあります。また、労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体などにおいて、多くの人々がこの「協同労働」に携わっており、その波は日本社会に着実に広がりつつあります。

しかしながら、日本は「協同労働」の協同組合制度を承認する他のG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出し、また、振興するための法制度がない状況にあります。すでに、欧州では、「社会的協同組合法」（イタリア）、「生産労働者協同組合法」（フランス）などの名称で、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求める人々にとって、仕事おこし、地域再生を図る有効な制度となっており、日本においても、国会での法制化の検討が始まっております。

よって、国会及び政府においては、社会の実情を踏まえ、市民活動という側面のみならず、新しい労働のあり方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）を速やかに制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 趣旨説明を行います。

いま、地域のさまざまな課題を解決するため、行政だけではなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。その担い手は、NPOや協同組合、ボランティア団体などの市民団体であり、その1つである協同労働の協同組合、労働者協同組合は、働く者、市民が協同で出資し、協同で経営し、協同で働きながらコミュニティの再生を目指す地域的な事業や運動を起こしています。

事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援など、地域の人々の暮らしに必要な事業や、障がい者・若者たちの就労支援の事業など、幅広くフリーターやワーキングプアの受け皿としても期待されています。

しかし、我が国の法制度では、働くものが出資し経営するという協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的な理解が不十分な状況といえますが、一方では法整備の取り組みが広がっています。だれもが希望と誇りを持って働くことができ、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくることを目指す協同労働の協同組合は、地域の市民自身による地域振興、就労創出を推進するために、その発展が期待されることから、その根拠となる法律が必要と考えます。そこで、速やかな法制度の制定に向け、意見書を提出するものです。

どうか、慎重にご審議のうえ、可決されますようお願いを申し上げて、趣旨説明といたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第1号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第30 意見案第2号 原油価格高騰に伴う支援対策の拡充に

関する意見書案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第30 意見案第2号 原油価格高騰に伴う支援対策の拡充に関する意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 8ページをお開きください。

意見案第2号 原油価格高騰に伴う支援対策の拡充に関する意見書案について
上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出
します。

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者	御代田町議会議員	古 越	弘
賛成者	御代田町議会議員	武 井	武
		荻 原	達 久
		土 屋	実
		内 堀	恵 人
		朝 倉	謙 一
		市 村	千 恵 子

原油価格高騰に伴う支援対策の拡充に関する意見書(案)

原油価格をはじめ、生活全般にわたる原材料価格の高騰、とりわけ、ガソリンや灯油などの価格が異常に急騰し、食料品、電気・ガス料金なども軒並み引き上げられました。家庭においては、可処分所得の低下が消費の低迷を招くなど、国民生活に深刻な影響を与えています。また、原油高騰により、農業、中小企業の経営環境が悪化するなど、日本経済の先行きにとって大きな問題となっています。

国民の命につながる食料を供給するというわが町の基幹産業である農業も、価格低迷が続くなか、肥料や資材の高騰で経営は危機的状況にあり、再生産が可能となるような効果的な対応策の実施が国策として講じる必要があります。

こうしたもとで政府は、原油高対策を実施しているものの、依然として国民生活は厳しい状況にあることから、さまざまな農業形態であっても利用可能な実効性のある農業支援や国民への支援策を講じることは、喫緊の課題となっています。

そこで、以下の項目について強く要請いたします。

地方自治体が行っている生活支援策に対し、財政支援を実施すること
農家や中小業者への直接的支援の強化
適正な石油価格の安定化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
経済産業大臣 殿
農林水産大臣 殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について趣旨説明を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君）

意見書案第2号の原油価格高騰に伴う支援対策の拡充に関する意見書（案）について趣旨説明をいたします。

原油価格の異常な高騰が続いており、ガソリンをはじめ食料品などの価格が異常に急騰し、町民の暮らし、農業や中小企業など、地域経済にも重大な影響を与えて

います。そうした中で、自治体が行う福祉灯油の実施の継続や、原油価格高騰に対する支援対策への補助を、強く要請するものです。

また、国民の命につながる食料を供給するという基幹産業である農業も、価格低迷が続くなか、肥料や資材の高騰で、経営は危機的状況にあり、再生産が可能となるような効果的な対応策の実施が国策として講じる必要があります。

こうしたもとで政府は、原油高対策を実施しているものの、依然として国民生活は厳しい状況にあることから、さまざまな農業形態であっても利用可能な実効性のある農業支援や、国民への支援を講じることは、喫緊の課題となっており、原油価格高騰に伴う支援対策の拡充を強く求めるための意見書を提出するものです。

どうか慎重にご審議のうえ、可決されますようお願い申し上げて、意見書提出にあたっての趣旨説明といたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第2号 原油価格高騰に伴う支援対策の拡充に関する意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第31 発議第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する

規則案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第31 発議第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

発議案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 10ページをお開きください。

発議第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案について

上記議案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成20年9月16日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者 御代田町議会議員 朝倉謙一

賛成者 御代田町議会議員 柳澤治

中山美博

市村千恵子

御代田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

御代田町議会会議規則（昭和62年議会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 議員派遣（第119条）

第16章 補則（第120条）」を

「第15章 全員協議会（第119条）

第16章 議員派遣（第120条）

第17章 補則（第121条）」に改める。

本文中、「第15章」を「第16章」に、「第16章」を「第17章」にそれぞれ1章ずつ繰り下げ、第119条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同条を120条とし、第120条を第121条とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 全員協議会

（全員協議会）

第119条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関

し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について趣旨説明を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） それでは、提案理由を説明いたします。

地方自治法昭和22年法律第67号の一部を改正する法律平成20年法律第69号の公布に伴い、法第100条第12項に、「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられました。このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。

どうか可決されますようお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、発議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議案第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、発議第2号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

- - - 町長あいさつ - - -

○議長(内堀千恵子君) 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 平成20年第3回御代田町議会定例会の閉会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには、12日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、大変ご苦労さまでした。

本議会に提案いたしましたすべての案件について、ご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

ご決定いただきました予算に基づく諸事業の執行にあたりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

また、本議会の中で、議員の皆さまからいただきました貴重なご意見やご提案、またご批判に、真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に務めてまいりたいと考えております。

ここで、御代田町の可燃ごみの処理について、町の方針を報告させていただきます。

私が議会招集のあいさつで申し上げましたように、当面する可燃ごみの処理については、佐久市と軽井沢町が運営する佐久クリーンセンターに委託をしていきたいということで、組合長である佐久市長さんに打診をして、検討していきたいという回答をいただいたことから、今後、正式な協議を進めていくこととなりました。

では、将来的な可燃ごみの処理はどうしていくのかということにつきましては、御代田町の大方針として、佐久地域全体で1つの焼却場の建設が望ましいという立場をすでに正式に表明をしております。これは、町民益を一番に考えての選択であります。その場合、具体的にはどうするのか、その方向性があるのかということが問題になります。そこで、御代田町の具体的な方針、考え方について明確にしたいと思っております。それは、佐久市が現在計画をして進めている、ごみ焼却場の建設に将来参加したいということが、町としての具体的な考え方でありまして、このことが実現すれば、将来にわたって可燃ごみを安定的にかつ財政的にも負担が少なく処理することが可能となります。議会の皆さまを始め、町民の皆さまのご理解とご協力を切にお願いする次第であります。

現在、大型台風13号が各地で猛威を振るい、大きな被害を及ぼしております。今後、日本に再上陸する可能性が高まっており、大きな災害にならないかと願っております。

議員の皆さまにおかれましては、健康に十分ご留意いただきまして、いっそうご活躍いただきますようご祈念を申し上げます。あいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

- - - 閉 会 - - -

○議長（内堀千恵子君） これにて、平成20年第3回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時58分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員